

## 議案第 5 1 号

### 損害賠償の額の決定について

公共下水道雨水柵の管理瑕疵に係る浸水事故について、法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定し、和解を成立させる必要が生じたため、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条第 2 項及び三田市下水道事業の設置等に関する条例（平成 24 年三田市条例第 66 号）第 6 条の規定により適用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 26 年 6 月 2 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

### 記

#### 1 損害賠償の額の決定

損害賠償額 1, 783, 546 円

#### 2 相手方

兵庫県三田市南が丘二丁目 ●●●●●●●●  
●●●●●●●● ● ● ●

#### 3 事故の概要

平成 26 年 3 月 13 日午後 2 時頃、三田市南が丘二丁目付近において、午前中からの降雨により近接の用水路や付近に堆積していた大量の落葉等が一気に流れ、公共下水道雨水柵に流入し排水不良となったため、低地に位置する相手方店舗付近が約 40 cm 浸水したものである。